

ジェイコム株式誤発注事件

一・本日の相談

公平がそろそろお昼休みにでようかと思っ
てデスクを片付けていたところ、証券取引部門
の次長が少し慌てた様子で相談に訪れた。
話を聞いたところ、顧客からの株式買い付
けの注文を誤って発注してしまい、すぐに端末
から注文を取り消す操作をしたのだが、取り
消すことが出来ずに売買が成立してしまい、
その結果多額の損失が生じたというのである。
次長 損失額が大きく、今期の利益が吹き飛
んでしまう。発注を担当していた社員は、
まだ入社二年目で経験が浅く落ち度があ
ったことは確かだが、すぐに取消の注文
を出したのに、取消が出来ず売買が成立し
てしまった証券取引所のシステムにも問
題があるのでないか。損害賠償請求する
ことは出来ないだろうか。

公平 確かに、人間が操作して注文を出す以
上、間違ふこともあるので、システム上で
取消が出来なければ安心して株の取引
を行うことは出来ませんね。平成一七
年に起きて当時ニュースにもなった
ジェイコム株式誤発注事件も似たよ
うなケースだったので、最近、

最高裁が上告を退ける判断をして控訴審判
決が確定したところなのでご紹介します。

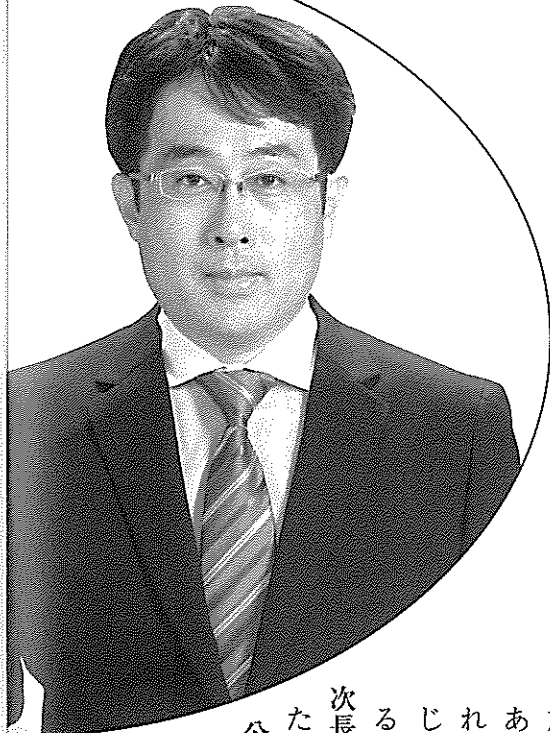
二・一審判決の概要

公平 事案は、東証マザーズに新規上場した
ジェイコム株について、証券会社の従業員が
顧客から委託を受け、「六一万円一株」と売
り注文を出すべくところ、誤って「一円で
六一万株」と入力し誤発注しました。証券会
社では、その後、取消注文を出したのにシス
テムの不具合によって処理されず、反対売買
の注文を出して終息するまでの約一〇分間
に発行済株式数を大幅に超過した数の株式
売買が成立し、四〇〇億円を超える売却損

が生じました。なお、東京証券取引所(以下
「東証」)では、この様に異常な事象が発生し
た場合、売買停止措置をとる権限を有して
いますが、停止措置はとられませんでした。
そこで、証券会社が東京証券取引所に対
して①取消注文に基づき売り注文の取り
消し処理をする債務の履行を怠った、②取
引参加者契約上負っていた本件売り注文
につき付合わせを中止する義務を怠った、
③本件売り注文につき負っていた売買停
止措置をとる義務を怠った、と主張して、
債務不履行(①②)、または不法行為(③)
に基づく損害賠償として、四一五億円余り
の損害賠償金及び遅延損害金の支払いを
求めた、というものです。

次長 一番では何が問題になったのかな。
公平 はい、東証では取引参加者規程を定め
ており、東証での取引に参加する証券会社
はこの規程を内容とする取引参加者契約
を締結する必要があります。そして、規程
には「取引参加者が業務上、東証の市場の
施設利用に関して損害を受けることがあ
っても、東証に故意又は重過失が認めら
れる場合を除き、これを賠償する責めに任
じない」旨の条項があり、通常の過失があ
るだけでは免責される点が争われました。
次長 それで、一審判決はどういう結論だっ
たのかな。

公平 はい、一番では、東証には取消注文
が実現されるような市場システムを提供
する義務があったが、システムに不具
合があったので債務の履行が不完全で



〈第13回〉 法務部員 公平太郎の 法務相談室

さとう あつし 佐藤 篤志
東京佐藤法律事務所 弁護士
1999年慶應義塾大学法学部卒業。2004年弁護士
登録。国内自動車メーカー、法律事務所、信託銀行
などを経て、2010年東京佐藤法律事務所開設。
専門は金融法務を中心とした企業法務の他、契
約締結交渉や契約書の作成、コンプライア
ンス、株主総会、労働問題などの一般会社
法務に加え、行政規制、事業承継、
M&A、倒産、税務問題など企
業経営に伴う法律問
題全般。

次長 たしかにそうだね。どういう場
合に市場開設者側の責任を問えるかと
いうことだね。

公平 はい、本件で東証の責任を肯定する
決め手となったのは、売買注文が発行済株式
数の四二倍以上であり、東証において異常注
文ないし誤注文として抽出する基準を大き
く超えていたという、取引の異常さです。東
証が、有価証券市場の運営の専門家でありか
つ自主規制機関とされ売買停止権限を与え
られているのは、投資者を保護するためであ
り、売買停止義務があるのだからその義務違
反があれば不法行為になるとされたのです。
次長 なるほど、要は市場管理者としての役
割を果たしたかどうかの問題ということ
だね。当社の事例でどこまで損失の負担を
求められるのか、今後、詳細に検討するこ
とになるので、これからも宜しく頼むよ。

公平 はい、分かりました。

四・まとめ

今回は、今年の九月に判決が確定したジェ
イコム株式誤発注事件をとりあげました。事
件の発生当時は、新聞やテレビでも大きく取
り上げられて話題になったのでご記憶の方も
多いと思いますが、法的にも、証券取引所の
責任を肯定した点で注目すべき判例と言えま
す。また、訴訟では、システム開発者の責任問
題も争点となったので、市場関係者のみなら
ず、システム開発者においても留意しておき
たい判例といえるでしょう。 以上

あり、また、東証が有する売買停止
措置権限の不行使は違法である、そ
して、取引の大きさから市場に及ぼす
影響の重大さを容易に予見できたのに
漫然と看過したことは重過失があった
として免責を認めず、東証の債務不履行
責任ないし不法行為責任を肯定しました。
しかし、他方で、証券会社が誤発注した
点にも過失があるとして三割の過失相殺
を認め、東証に対しては、認定された損害
額一五〇億一七三二万六四四一円の七割
に弁護士費用二億円を加えた一〇七億
一二二万八五〇八円の支払いを命じました。
次長 なるほど、そうするとシステムエラー
があれば取引所の責任を問えるというこ
とかな。この判決は、控訴審でも維持され
たのかな。

三・控訴審判決の概要

公平 証券会社、東証の双方とも一審判決を
不服として争いましたが、控訴審でも売買
停止義務を果たさなかったことによる不
法行為責任が認められ、一審判決と同様、
東証に一〇七億一二二万八五〇八円の
支払いを命じる判決が出されました。

ただ、債務不履行責任については「重過
失」を次のように判断して否定し、東証の
免責を認めています。すなわち「売買シス
テムの不具合の原因はコンピュータ・プ
ログラムのバグにあるところ、東証に重過
失があると認められるためには、売買シス

公平 重過失とは、「故意に等しい過失」とす
るのが判例であり、本判決でも同様に解し
ています。控訴審では、東証からシステ
ム上のバグが発見困難であるという主張立
証が大幅に補充されたため、一審とは異な
る判断に至ったようです。

次長 そうすると、話はそう単純では無い訳
か。故意・重過失の場合以外は東証が免責
になるとするのは、ハードルが高そうだな。
公平 重過失とは、「故意に等しい過失」とす
るのが判例であり、本判決でも同様に解し
ています。控訴審では、東証からシステ
ム上のバグが発見困難であるという主張立
証が大幅に補充されたため、一審とは異な
る判断に至ったようです。
しかし、売買停止措置権限不行使による
不法行為責任については一審の判断を維持
しているの、証券会社である当社として
は、この点に着目すべきでしょう。